

0 はじめに

近年、地方公共団体では、PPP/PFIの導入可能性や公共空間の利活用などについて官民対話（サウンディング等）を行うケースが増加しています。国においては、これまで、マニュアルの作成や、3か年にわたる地域プラットフォームでのサウンディング等の企画・運営、市町村長との意見交換会等の取組を実施しています。本資料は、こうした活動を通じて得られた示唆をとりまとめ、今後、地方公共団体や民間事業者が、官民対話に取り組む際の参考としていただくことを期待して作成したものです。

1 これまで行ってきた地域プラットフォームによる官民対話

○ブロックプラットフォーム サウンディングの流れ

○ サウンディングの実施

平成29年度から、「オープン方式」によるサウンディングを実施し、令和元年度は全国6会場で71団体84件の案件について、民間事業者と対話しました。

地方公共団体等に対し、サウンディングを行いたい案件を募集

応募案件を公表し、助言等を行う民間事業者を募集

サウンディングの実施
1案件ごとに、地方公共団体と、当該案件に助言等を行う民間事業者が一同に会し、意見交換（オープン方式サウンディング）

2 民間提案イベントの実施

○ 地方公共団体と民間事業者による対話型イベント「公共空間活用作戦会議」を平成31年2月8日に開催しました。公募によって選定された6社が、地方公共団体に向けて自社の事業についてプレゼンテーションを実施しました。

イベントにおける提案事業者

- ・株式会社 R.project
⇒ 都市公園や遊休地を活用したキャンプ事業
- ・認定NPO法人 芸術と遊び創造協議会
⇒ 姉妹おもちゃ美術館の創設

- ・株式会社 スノーピーク
⇒ 公園や遊休地、キャンプ場などで公共空間のにぎわい創出・活用
- ・u.company inc 株式会社
⇒ 地域社会の産業を活性化させるホテル事業
- ・株式会社 リビタ
⇒ 地域の活動拠点を内包したシェア型複合ホテル

- ・YMSコンソーシアム
（三井住友建設 株式会社、株式会社 ムラサキスポーツ、株式会社 矢野研究所）
⇒ 公共空間を活用したXスポーツ施設



3 これまでの取組から得られた効果的な官民対話への示唆

（1） 地方公共団体への示唆

① 官民対話（サウンディング等）に向けた示唆

ア 民間事業者に聞きたい事項を明確にする

官民対話を通じて案件形成のための手がかりを得るためには、**民間事業者に聞きたい事項を明確にする**必要があります。

イ 民間の意見を引き出す工夫

【4つのポイント】

- ・ 事前の基本的な情報整備
- ・ 意見を引き出すきっかけづくり
- ・ スケジュール等の提示
- ・ 行政の本気度の提示

（参考）民間事業者が官民対話に求める基本情報

地方公共団体の基本方針、事業目的
施設の過去3年程度の収支情報
施設の交通アクセスや立地状況
施設に存在する法的制約
施設の諸元（築年数、規模、面積、耐震性等）
これまでの検討経緯、スケジュール
庁内、議会、地域住民、関係機関との合意形成状況 等

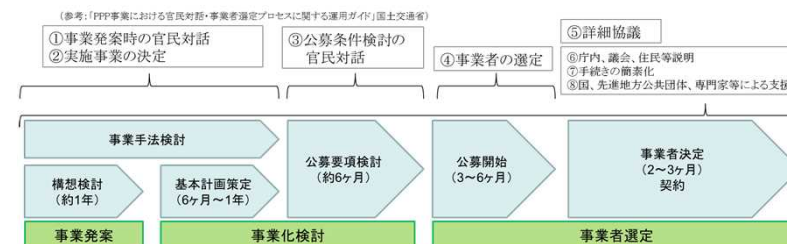
② 通常の業務にあたって官民対話（サウンディング等）につながる取組

ア アンテナを高くすること

民間事業者とのつながりを大切にするとともに、**他の地域で行われている官民連携の事例等を学ぶ**ことが大事です。

イ 継続的な官民対話（サウンディング等）の実施

案件の熟度に応じて官民対話を行う機会を積極的に設けることが必要です。



ウ 情報の発信方法の工夫

多様化する情報リソースを活用した情報発信の検討が必要です。

エ 地域プラットフォームの形成

地域プラットフォームでは、案件が安定的に提起されやすくなり、官民対話が継続的に行われ地域に定着しやすくなるのが期待されます。

（2） 民間事業者への示唆

○ 官民対話（サウンディング等）に向けた示唆

① 行政からの行動を待つことなくアピールする

官民対話で民間事業者がもつ事例の発想やアイデアをとりいれたいという希望はあるが、それらの引き出し方が分からない地方自治体に対して、**民間事業者は自社のノウハウをアピールするような機会をもつ**ことが大事です。

② 地方公共団体における行政プロセスへの理解

地方公共団体が事業を行う上では、事業化までの合意形成など一定のプロセスがある。**どのような検討プロセスを経なければならないのか、スケジュール感はどのようになるのか**を知っておくことが重要です。

③ 継続的なノウハウの習得と事例研究

地方公共団体の希望に応えるような提案ができるように、**継続的な情報収集や事例研究**が重要です。

4 おわりに

官民対話が求められる背景やこれまでの取組内容のほか、効果的な官民対話に取り組もうとする地方公共団体に対して官民対話時・通常業務時に分けて6つの示唆を、また、民間事業者に対して3つの示唆を示しています。こうした示唆をふまえて、国としても官民対話をより効果的にするための参考資料として周知するものです。